



個人住民税の給与支払報告書（総括表）の様式統一化に向けた見直し

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん（行政運営の改善）—

総務省行政評価局は、市区町村ごとに異なる給与支払報告書（総括表）の様式を統一するために、令和2年2月20日、総務省自治税務局に改善をあっせんしました。

このあっせんは、行政相談を基に、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたものです。

行政相談の内容

事業所は、従業員が居住する市区町村に対し、給与支払報告書（注）を提出することとなっているが、このうち総括表の様式が市区町村によって異なっていることから、同報告書の作成が手間となっているので、様式を統一してほしい。

（注） 事業所が、従業員が居住する市区町村に対し、給与支払を受ける者の前年の給与所得額等を報告（毎年1月1日現在）する際の書類（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第10条に規定）



行政苦情救済推進会議において審議

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（座長：松尾邦弘）。

詳しくはこちら ⇒ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kujyousuisin.html



行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ総務省（自治税務局）へあっせん

《あっせんの内容》

事業所の給与支払報告書の作成に係る手続負担等を軽減する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 総括表に係る、市区町村の事務の運用実態及びニーズについて調査すること。
- ② 上記調査の結果を踏まえ、総括表の様式を検討すること。



どの市区町村に提出する場合でも、同じ様式になれば、事業所も楽になるね！

（本件に関する連絡先）
総務省行政評価局行政相談管理官室
電話：03-5253-5111（代表）

※詳細は裏面参照

【行政相談の内容】

- 事業所が市区町村に提出する給与支払報告書（総括表）の様式が、市区町村ごとに違うので、報告書の作成が大変だ。

なぜ、様式が市区町村ごとに違うのだろう？



A 区宛て様式

○○	
○○	
○○	
○○	



B 市宛て様式

××		××	
××		××	
××			

<法定様式>

給与支払期間 平成 年 月 日提出	個人番号又は法人番号	提出区分	年 期 分
給与支払者の氏名又は名称	所得税の源泉徴収をしている事業所又は事業の名称	受給者	人
同上の所在地	報告人員の氏名	報告人員	人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	連絡者の氏名、所属、電話番号及び電話番号	給与支払方法及びその期日	税務署
特別徴収対象の払込みを希望する金融機関			

【行政相談の背景】

- 給与支払報告書（総括表）の様式（法定様式）は、地方税法施行規則に定めがある。



- 一方、市区町村では、記載項目を追加するなどして、独自の報告様式を定めている場合がある。

＝法定様式にはない記載項目を定めている例＝

比較内容		法定様式	A 区	B 市	C 市	D 市	E 市	F 市	G 市	H 市	I 市	J 市	K 市	L 市
記載項目	徴収方法（特別徴収、普通徴収）別の報告人員	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○
	納付書の送付の可否	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×
	・・・（以下略）													

市区町村のニーズや事業所の負担を踏まえて、法定様式の見直しができるといいね！



<徴収方法（特別徴収、普通徴収）別の報告人員>
徴収方法の区分（特別徴収、普通徴収）に係る報告に誤りがないか、効率的に確認を行うために追加

<納付書の送付の可否>
納付書（特別徴収）の送付を不要としている事業所に送付することを防ぐため追加